

○内閣府告示第六百三十三号

保険業法（平成七年法律第五号）第八十五条第一項の規定に基づき、エイチディーアイ・インドウストウリー・フェアジツヒヤルングス・アクツイーエングゼルシャフトが日本において保険業を行うことを平成十九年九月十三日付をもって免許したので、同法第八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年九月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日  
商 号 エイチディーアイ・インドウストウリー・フェアジツヒヤルングス・アクツイーエ

ングゼルシャフト

本店の所在地 ドイツ連邦共和国ハノーバー市リートホルスト二番

設立の年月日 二〇〇一年十二月十四日

二 外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名  
ドイツ連邦共和国

三 外国損害保険会社等の日本における代表者の氏名及び住所  
氏 名 ウウェ・ヨーゲン・シーヴェス

住 所 東京都世田谷区尾山台二丁目十二番十号

四 免許の種類  
外国損害保険業免許

五 外国損害保険会社等の日本における主たる店舗  
東京都千代田区三番町二番地 三番町K Sビル 七階